

地方分権改革有識者会議地方懇談会 in 埼玉県 議事概要

開催日時：平成 26 年 2 月 14 日（金） 13:59～17:31

場 所：さいたまスーパーアリーナ T O I R O

登壇者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（コーディネーター）、小早川光郎座長代理、
柏木齊、白石勝也、勢一智子、谷口尚子の各議員

〔地方公共団体〕 今泉 光幸 （千葉県 総合企画部政策企画課長）
木村 精次 （静岡県 企画局企画部長）
小島 康雄 （埼玉県 企画財政部企画総務課長）
佐藤 和哉 （北海道 総合政策部地域主権局長）
西脇 道夫 （聖籠町 総務課長）
牟田 守之 （越谷市 中核市推進室長）

主な議題

- 1 開会挨拶
- 2 基調講演 ～地方分権改革の総括と展望 中間取りまとめについて～
- 3 プレゼンテーション ～地域の優良事例の紹介～
- 4 パネルディスカッション ～これからの地方分権改革を展望する～

- 1 上田埼玉県知事から開会の挨拶があった。概要は以下のとおり。
 - ・このように地方での有識者会議をやっていただくことは、地方分権改革の推進につながるものである。
 - ・日本はこの 10 年間、GDP が 4.7% 減じている。しかし、諸外国と比較して国際特許の出願件数や、科学者の対人口比、民間を含めた研究開発費用、2000 年以降の自然科学部門でのノーベル賞の数などで上位にあり、基礎的なポテンシャルがあるにもかかわらず、日本が低迷している 1 つの要因に、国と地方に関わる制度の硬直化が進んでいることがあるのではないか。
 - ・現在の安倍政権では地方分権改革について確実に仕事をしている。ただ、インターチェンジ等の周辺を農地ではなく工業用地として活用したいと思っても、知事が単独で行使できる農地転用の許可権は 2 ヘクタール以下で、困難。そういった権限が知事の許可になればと考えたりもする。
 - ・農地を確保したいのであれば、農地転用する面積の分、休耕田を新たに農地化してもいいという知事が多いが、農地に関する規制改革がなかなか動かない状況がある。日本の高いポテンシャルを活かすには、特区でもよいが様々な形で規制を突破していけばいいのではないか。
 - ・今、佐賀県と埼玉県の 2 県で、ハローワーク特区という形でハローワークと同じようなことを県がやるという実験中である。良い成果を出して、改めてハローワークの地方分権化を進めたい。

- ・この10年間で国は借金を約300兆円増やしているが、地方は実はじわじわと累積債務を減らしている。ただ、比較的財政力の高い埼玉県や神奈川県、千葉県、愛知県などは、地方交付税が現金ではなく臨時財政対策債という形でくるので、見かけ上の借金が増えている。
- ・同時に私たちが気にかけていかなければいけないのは、地方公共団体は独占企業であるので、サービスと効率性の面で非常に弱い部分があるということ。
もう一つは、赤字が苦にならない体質もあること。この競争原理が働かないという部分と赤字が苦にならないという部分をどうしたら突破できるかというのが改革の原点だが、それは自分の立つ位置を知ることである。
- ・ただ、残念ながら、職員は人事上2年ぐらいで異動するため、対前年比で物を見るくせはついているが、10年のトレンドで見たり他県と比較することには慣れていない。
例えば埼玉県で高校生の中退率が去年より良くなった、悪くなったということは知っていても、10年間での変化の程度は統計上知らなかった。また、例えば殺人、強盗、強姦、放火、略奪、誘拐、こういう凶悪犯の検挙率が10年前は40%だったが、現在は70%に上がっている。
- ・自分の立つ位置がわからないということは極めて罪である。一方で自分の立つ位置が分かり、10年のトレンドが見えれば、それを変える知恵を持った優秀な職員が山ほどいるので、変えることは可能である。
- ・我々地方にも、改革すべき足りない部分がたくさんあり、それゆえに遅々として良くなる部分もあるのではないか。本日神野座長をはじめ、有識者の皆様方から、地方自治体の更なる発展のために知恵をいただきたい。

2 次に神野座長から、昨年12月10日に取りまとめた、地方分権改革の総括と展望の中間取りまとめについて基調講演が行われた。概要は以下のとおり。

- ・地方分権改革は、1993年（平成5年）の衆参両院において満場一致だった「地方分権の推進に関する決議」を起点にしている。それから20年経過した。人間で言うと成年式である。
- ・こうした時点から地方分権改革のこれまでの歩みを振り返ると、第1次分権改革を経て第2次分権改革となり、この第2次分権改革も今次の国会に第4次一括法案を提出すると一区切りを画することができるのではないか。これまでの分権改革の道のりを総括しながら、新たなステージで更に分権改革の新しいビジョンをつくりながら船出をしていく時期に差しかかってきたもの考える。
- ・新しいステージにおける分権改革をいかに進めるかについて、これまでの分権改革で制度改革については一定の発展を見ることができ、さらに地方の法的な自主性、自立性も高まった。つまり団体自治という点では評価すべき前進があったのではないか。こうしたことを踏まえると、今やこれまで成し遂げてきた分権改革の成果をそれぞれの地方公共団体が創意工夫をもって活用、実践していく段階に

入ってきているのではないか。そういう実践、活用を通じて地域住民が地方分権による成果について実感を持っていただく時期に来ているのではないか。そして、具体的な地方分権改革のメリットを住民、ひいては国民が認識することによって、新しいステージで分権を進めていく上での原動力になっていくのではないか。つまり、これまでの国主導による分権改革ではなく、地方発の分権改革を進めるべきだと考える。

- ・地方がイニシアチブを持ってどのように分権を進めていくかということであるが、3つのキーワードでポイントが説明できるのではないか。

1つは、「地方の発意」、もう1つは、「恒常的な推進体制」、さらに、「地方の多様性」という3つのキーワードがポイントになるのではないか。

- ・1番の地方の発意の基軸となると私どもが考えているのが、地方からの提案募集方式、地方公共団体から全国的な制度改革の提案を広く募っていくという方式である。自らの団体に限った話ではなく、一定程度の広がりを持った御提案を頂戴することになるのではないか。さらに、狭い意味での地方公共団体だけではなくブロック単位、広域連合等、さらに地方公共団体の職員の方々の任意の組織からの提言もできるようにしていきながら、多様な、柔軟な形で提言を汲み取れるよう、国、地方とも工夫すべきだと申し上げている。

- ・2番目の推進体制の整備について。今申し上げたような提案募集方式によって頂戴した提案を受け、動かしていくための体制は、当面内閣府の地方分権改革推進室ということになるが、この提案を受け取った後、公開の場で各府省と地方公共団体とが提案について調整を行っていき、有識者会議もそこで御意見を申し上げること考えている。

さらに、重要な政策課題については有識者会議に専門部会を設けて、これを活用しながら進めていくことを考えたい。

- ・第3番目の多様性のポイントは手挙げ方式であり、これまでの全国一律に事務・権限を移譲するという方式に加えて、それが難しい場合などについては選択肢として手挙げ方式、つまりできるところ、受けたいところがそれを受けていく方式も導入し、また他の地域にも波及していくことにもなると思っている。導入によって地域間の住民に不利益が生じないように十分注意しながらも、こうした方式を進めていくべきではないか。

- ・この中間取りまとめでは、具体的な項目として重要な政策分野4つを指摘している。

1つは土地活用。それから、社会保障、雇用・労働、教育という4つの分野を取り上げているが、こうしたことについても実際に動かしてみて、地方発の改革提案をいただきながら進めていくことが重要なのではないか。

土地利用については、2ヘクタールを超える農地転用について地方公共団体に権限が降りてきておらず桎梏になっているという事例が多く、農地の転用については農地法の平成21年の改正によって、本年度から地方分権の観点と農地を確

保するという2つの観点から転用事務の実施の主体、国の関与の在り方などについて検討を行うことになっており、これについて必要な措置を考えていく。

さらに中長期的には、土地利用に関して各種の法体系を一元化するという事などを提言させていただいている。

- ・さらに、福祉、社会保障関係で、保育所などについては保育所などの面積・人員基準などが従うべき基準として決められているが、こうした基準の設定について、大都市や農漁村等々の多様な地域社会のそれぞれの実情やニーズに反映できなくなっているような事例等々を挙げていただいた上で、従うべき基準の設定根拠を検証しながら、児童の安全性等々を考えて基準の弾力化などを図っていく方向を模索する。
- ・さらに、国主導から地方主導の方式を採るとすると、地方の役割に関する期待は大きく高まることになる。

こうした期待の第1は、改革の成果を住民に確実に実感してもらうように還元していくということである。これからの改革は改革と活用、応用とを車の両輪にして進めていくことになるので、それぞれの地方公共団体が独自の工夫で住民に分権をしたメリットを示していく。こうしたことを行うためには各地方公共団体の体制整備、専門人材の育成、政策法務能力の強化、教育機関や企業、大学等との連携が必要になってくる。

第2は、住民の自治の拡充である。これまでの分権では、いわゆる団体自治については一定の進展を見たので、これからはその団体が持つ権限を住民自治として活かしていく段階にきている。分権改革の主役は住民、つまり国民であるので、自治への参加、さらに協働の主体となる、住民が単なる公共サービスの消費者、受け手として活動するだけではなく、自ら地域で生じている様々な問題に生活者として積極的に行動していく、引き出していくことが重要になってくるだろうと考える。もちろんそういう意味ではNPOなどの市民組織との協働や地方議会への参加、議会が住民のニーズをうまく反映させていくことが重要になってくる。

最後は、改革の提案機能を充実させていただくことである。まず最初に具体的な事例を分析して問題提起していただくわけであるが、この問題提起がきちんとできていれば、支障事例が政策提案に結びついていくはずである。そういう政策提言能力の中には1団体だけではなく、地方6団体等が率先して改革の議論を先導するとともに、情報交換機能や様々な政策提言にかかわるシンクタンク機能を充実させていただくことが重要になる。

- 3 続いて、地方公共団体の地方分権改革担当幹部職員から、それぞれの地域における独自の取組等についてプレゼンテーションが行われた。概要は以下のとおり。

① 今泉 光幸 千葉県総合企画部政策企画課長

- ・ 本日は地方分権の推進における体制整備の一環として、千葉県の政策法務の取組、現行制度のいろいろな制約がある中での地域の課題の解決に向けた取組につ

いて紹介。

- ・まず政策法務への取組であるが、2000年の第1次地方分権改革において、機関委任事務、通達制度が廃止されたことなどにより、地方公共団体が政策を実現するため自主立法の範囲が拡大する一方で、地方公共団体が行う事務について法令解釈や適用の最終責任を負うこととなった。つまり、分権改革後の地方公共団体においては法との整合性を重視する従来の「守りの法務」だけではなく、法を課題の解決に活用するという「攻めの法務」の視点が重要となった。
- ・そこで千葉県では組織の強化を行い、2003年に「政策法務課」と組織変更を行って、そこで従来の法規審査や訴訟業務とは別に、政策法務担当の専任職員を2名配置した。今年度で10年が経過し、現在は政策法務の専任職員を5名配置している。なお、都道府県で最初に政策法務課という名称をつけたのは千葉県。
- ・千葉県の政策法務の特徴の1つ目は、新規に条例を作る場合、企画立案段階から政策法務課が条例案の作成を支援しているということである。これまでも事務の担当課と法規担当課が連携して独自の条例を制定した事例はあったが、やり方としては基本的に担当課が条例案を作成して、それを法規担当部門が審査するという流れだった。それを新規の条例制定などについては、企画立案の段階から政策法務課が担当課と一緒に作り上げていくという手法に変え、条例案作成のサポート体制を確立している。

また、条例案作成の支援に当たり、全庁横断的に取り上げる必要のある課題については「政策法務委員会」を部局横断的な組織として立ち上げ、案件処理の方向性や条例案の内容を実質的に審議している。この組織は庁内の総合的な調整を図り、全庁的な法務の課題解決について議論し、自由な意見交換を行うという形で機能している。

主な構成員は、部内の仕事を全般的に見渡すことのできる立場で、また、これまでの幅広い行政経験から様々な議論や意見が期待できることから、各部局の次長としている。担当課はこの政策法務委員会での議論を踏まえた検討を繰り返し、論点を整理しながら条例化を進めている。

- ・条例制定に当たり全庁的に取り組んだ事例としては、県の森林における林地開発行為等の適正化に関する条例がある。

千葉県は全国的に見ても林地開発の許可件数が非常に多い一方で、森林法では事業者が事業の進捗状況などを報告する義務がない、小規模の林地開発を規制する規定がないなどの問題があった。そこで政策法務委員会で審議するとともに学識経験者による検討会議を設置するなどして、条例を制定したことで、これまで林野庁の要綱等で行っていた指導が法的な強制力を持つようになり、事業者からの報告や小規模林地開発行為の届出を義務付けたことなどから、県として開発行為の状況を把握し、的確に指導できるようになり、不適正な開発行為の抑制につながっている。

- ・千葉県の政策法務の特徴の2つ目は、法的に高度な判断が必要な行政課題に対す

る支援である。これまでも職員による法律相談を行ってきたが、新たに政策法務課内に政策法務担当職員が配置されたことで、迅速かつより深い相談対応が可能になり、それとともに担当職員の知識やスキル向上という効果も出てきている。

平成 20 年度に政策法務の全庁的な一層の推進のため、各部に 1 人「政策法務主任」を配置した。普段は各課で通常の業務に従事しているが、各部の政策法務担当として選任されており、担当課が法律相談をする際には、まずはこの部の政策法務主任に相談して、解決できなければ政策法務課へ相談を持っていく体制を採っている。

この政策法務主任を窓口とした法律相談は平成 21 年度から制度化されており、平成 22 年度は 183 件、23 年度は 230 件、24 年度は 257 件と年々増加しており、担当課のみで解決するのではなく、法務的な視点を取り入れて解決しようという問題意識が浸透してきたのではないかと考えている。

なお、政策法務主任は担当課と政策法務課との連絡調整機能や各部の法務能力向上の役割を担っており、今後は部長、次長等の法務スタッフとしての役割も期待されている。

- ・このほか、政策法務の普及啓発を図るために毎年 3～4 号、行政関係の判例の解説や政策法務に関する情報を載せた「政策法務ニュースレター」を発行している。
- ・また、政策法務を推進する人材育成のため、県職員や市町村の職員を対象とした研修にも様々な工夫を行っている。
- ・政策法務の能力の向上は直ちに目に見えた効果としては現れにくいですが、対応によって将来、大きな差となって現れるものではないかと考えている。
- ・次に、安全安心における県独自の取組について紹介する。

千葉県では刑法犯の認知件数が平成 24 年で約 8 万件で全国第 5 位であり、高い水準で推移している。また、成田空港や千葉港といった施設があり、国際テロ対策、薬物や銃器密輸の水際対策など、我が国の治安維持上でも極めて重要な役割を担っている。

犯罪を無くして、安全安心な生活環境を維持するためには警察官を増員することが最大の解決策ではないかと思うが、地方警察官の定員については治安水準の維持という観点から警察法や施行令で規定されており、各県が独自で増員することが困難となっている。そのため、警察官の増員にはよらない取組が必要ということで、千葉県では独自に平成 22 年 3 月から移動交番車の配備、また、昨年 11 月からは試験的に「コンビニ防犯ボックス」というものを全国で初めて設置した。

「移動交番車」は、1 台につき警察官 2 名と嘱託職員 1 名の 3 人体制で事件、事故の多発地域や、あるいは交番の新設を要望している地域に出向き、住民との合同パトロールや相談、遺失届や被害届などの各種届出の受理などを行っており、現在、成田国際空港警察署を除く県下 38 署に 50 台配備されている。

また、「コンビニ防犯ボックス」はコンビニエンスストアの駐車場に事務室を設置して、そこに子供や女性が帰宅する時間帯である午後 2 時から午後 10 時ま

での間、警察官 0B を常駐させ、街頭監視活動のほか、防犯ボランティアへの指導や助言、地理案内などを行っている。現在は県内都市部の 2カ所で試験的に実施しており、今後効果等の検証の結果、有効であることが確認できれば、他の地域にも拡大していきたいと考えている。

②木村 精次 静岡市企画局企画部長

- ・他の都市と同様、静岡市も団体自治と住民自治の充実の両面から地方分権を進めてきた。団体自治の充実については、団体自治の本旨である、市が自らの手で、自らの地域をマネジメントする権限、財源を備え、真に自立した都市となる取組に加え、静岡の特性を踏まえ整理すると 2点ある。1つ目が都市と自然が共存する新たな政令指定都市誕生までの取組、もう一つが、同じく都会と自然が共存する、しずおか型特別自治市実現への取組という 2つの取組である。

もう一方の住民自治の充実については、市民が自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、地域の個性や財産を活かした市民自治によるまちづくりを行うためのものだが、静岡市では自治基本条例の制定などの取組による市民自治によるまちづくりと、新しい公共の視点から民間企業、団体、市民と行政が共同で社会の課題を解決する取組である官民連携によるまちづくりという、この 2つの取組を行っている。

- ・1点目は、団体自治の充実の取組で紹介した、静岡市の合併から政令指定都市に至るまでの取組である。平成元年の仙台市の政令指定都市移行などを契機に静岡県の中中部地域においても政令指定都市に係る議論がなされるようになり、平成 3年に静岡県中部の 5市 5町が「政令指定都市研究会」を設置した。平成 5年に研究会から「政令指定都市調査研究報告書」が出され、政令指定都市の移行の条件である人口 100万人規模の都市を形成するためには、その基盤となる市町が 1つの地方公共団体となることが前提とされた。ただ、いきなり全ての市町が合併するのではなく、まずは 5市 5町の枠組みの中核となる旧静岡市と旧清水市の合併問題が先決という共通の認識が首長間で持たれた。

次に、住民発議をきっかけとして、静岡市・清水市合併協議会が平成 10年に設置され、平成 15年に両市の合併が実現し、新たな静岡市が実現した。この合併協議の間には政令指定都市実現に向けた国への要望などについて、両市の市民、市議会、行政、まさに両市総ぐるみの取組が行われた。このことにより平成 13年の、国の「市町村合併支援プラン」に政令指定都市の指定の弾力化が記載され、合併後人口が 70万程度でも政令指定都市への移行が可能となり、合併実現への大きな推進力を得ることができた。また、この指定の弾力化により、他地域の政令指定都市移行に向けた取組にも大きく影響を与え、促進することになった。

両市の合併から 2年後の平成 17年に、静岡市は政令指定都市に移行することができた。移行に当たって県からの移譲事務の中に NPO 法人の認証事務など全国で初めて政令指定都市に移譲される事例があり、先駆的な事務移譲の取組であった。

- ・団体自治の取組のもう一本の柱は、“しずおか型特別自治市”実現への取組である。

特別自治市実現に向けた具体的な取組は、静岡市と県内のもう一つの政令指定都市である浜松市とで研究会を立ち上げたことにより始まった。平成 23 年 5 月に第 7 回静岡市・浜松市首脳会合で一元的、総合的な行政サービスを提供する“しずおか型特別自治市”の実現に向け、両市による研究会を立ち上げて協議を進め、県に提言していくということ合意した。

次に、静岡県、静岡市、浜松市、この三者で平成 24 年 1 月に開催した第 6 回県・政令指定都市サミットにおいて研究会で作成した提言を両市が提出した。それに当たっては当時の川勝知事から大変前向きなコメントをいただき、特別自治市について県と両市の共同した取組が開始された。

具体的には県と両市の事務方による検討会議を設置して、三者が目指す特別自治市制度の内容を検討している。昨年 10 月に開催された第 8 回の県・政令指定都市サミットにおいて静岡県と静岡・浜松の両市が“しずおか型特別自治市”制度骨子を策定し、公表した。

制度骨子において“しずおか型特別自治市”は、警察に代表されるような真の広域的な事務を除く地方が担うべき事務を全て担うものとし、全国の基礎自治体のモデルを提示できたものとする。また、このように県と政令指定都市が共同し、膝を交えて議論しながら特別自治市制度骨子を策定したのは本県だけである。

・次に、市民自治の充実について説明する。

まず市民自治によるまちづくり実現に向けて、まずそのための憲法となる静岡市自治基本条例を制定し、平成 17 年に施行している。

本条例は、まちづくりの基本理念、市政運営の基本原則、市民の権利及び義務、市議会の役割及び責務、市の執行機関の役割及び責務などについて定め、市民主体のまちづくりを基本理念とし、情報の積極的公開や市民と行政との協働、市民意見の聴取等について定めている。特に市民の権利及び義務として市政へ参画、公共の利益を念頭に置いた発言、行動等について定めていることが 1 つの特徴となっている。

さらに、市民が市政に参画するためのルールを定める条例として、「静岡市市民参画の推進に関する条例」を平成 19 年に施行している。この条例では市民が市政に参画する基本理念、市民参画手続の実施原則、方法などについて定めている。また、NPO など市民活動を促進する条例として、「静岡市市民活動の促進に関する条例」を平成 19 年に施行している。この条例では市民活動の基本理念、市民活動促進の基本原則、協働事業の相互提案などについて定め、社会的課題の解決のための市民活動をどのように促進するのかを明らかにしている。

最後に、もう 1 つの住民自治の充実として、官民連携によるまちづくりを進めている。静岡市では、官民連携により人口増加策を推進することで、地域活性化の実現を目指している。

このための取組として、経済界、有識者、行政関係者で組織し、実際に自らが行動していただく「官民連携地域活性化会議」を平成 24 年に設置した。本年度、8

つのプロジェクトを官民からなるプロジェクトチームで実施している。

- ・プロジェクトの1つが農産物を活用した循環型6次産業の創出である。

内容としては、静岡市の強みである食品産業を活かし、植物工場、農家レストラン、地元農産物を活用した食品加工場の整備、製品を供給する物流基地の整備や地区内へのバイオマス発電・コジェネレーションシステムの導入によるエネルギー循環を検討している。

この取組を実現させるためには、一団の土地が必要となるが、平地が少ない静岡市にとって活用できる平坦な一団の土地は農用地域内に限定されているといった状況で、農用地域内で植物農場、農家レストラン、地元農産物を活用した食品加工場などの6次産業化を推進しようとしても、大臣許可・協議等が必要で、迅速な事業推進ができない可能性がある。基礎自治体が地域の実情に応じた判断ができるように、国に対しての要望を提出し、志を同じくする地方公共団体と共同して、国家戦略特区の提案を行ったところである。

地域活性化に向けてビジネスモデルを考えていくと、必ずぶつかるのが規制であり、特に土地利用、農地に関する規制が地域独自の取組としてのまちづくりを行うときに立ちはだかる。様々な規制についての規制緩和、地方分権の話が出ているが、土地利用に関する権限を基礎自治体に委ねることが本丸ではないか。まちづくりを実際に担当する立場から強く感じている。

③小島 康雄 埼玉県企画財政部企画総務課長

- ・埼玉県における地方分権改革の取組について、3つの事例を紹介させていただく。
- ・地方分権に関する埼玉県のスタンスは、上田知事が平成21年から24年に政府に設置された地域主権戦略会議のメンバーであったことや、全国知事会の筆頭副会長、そして、国の出先機関原則廃止PTのリーダーを務めていたことから、他に負けず劣らざ一生懸命にやってきている。
- ・ハローワーク特区について。埼玉県ではハローワーク特区を活用して、平成24年10月にハローワーク浦和・就業支援サテライトを開設した。従来から全国知事会では地方によるきめ細かな雇用対策を実現するために、ハローワークの地方移管を強く求めてきたが、平成22年12月に閣議決定されたアクションプランに基づき、ハローワーク特区を埼玉県のハローワーク浦和、佐賀県のハローワーク佐賀の2つで実施することとなった。

ハローワーク特区はハローワークが地方に移管されているのと同質的に同じ状況をつくり、地方への移管の可能性を検証するもの。

特徴としては、知事は当該ハローワークの業務に関して、国の職員である労働局長に指示権を持っていることが挙げられる。サテライトのポイントの1つは、若者、女性など幅広い方々が安心して気楽に利用できるような工夫をしていること。平日の19時までやっているため日中働いている方も仕事帰りに気軽に立ち寄れる。JRの主要結節駅である武蔵浦和駅から歩いて3分という非常に好位置に設置してい

る。また、子育て中の女性も安心して利用できるよう、授乳室やキッズスペースなどを設けている。

ポイントの2つ目は、利用者の状況に応じた支援をワンストップで提供できるようにしていること。利用者が8つあるコーナーを適切に使いこなせるよう、総合ガイドとしてベテランカウンセラー2名が最適なコーナーに案内し、仕事を失って困っている求職者が、生活資金や住宅確保などの多様な困り事にもその場で相談ができる形になっている。県のカウンセリングとハローワークの豊富な求人の紹介を連携させて、就職支援に結びつけるという取組を行っている。

オープン以来、この1月までに当初の目標を上回る5万人以上の利用者があり、利用者から98.6%の非常に高い満足度をいただいている。このハローワーク特区を3年間程度実施して、その実績を踏まえて将来的な地方移管を国に求めていくことを考えている。

- ・次に、市町村への権限移譲について。埼玉県ではこれまで分権推進計画や3次にわたる権限移譲方針を定めて、手挙げ方式で市町村への権限移譲を積極的に推進してきたところであり、移譲事務法律数では全国第5位という状況である。

平成26年度からも、第4次権限移譲方針に基づき、県の出先機関である地域振興センターに活躍してもらい、広域連携なども活用して、市町村への質の高い権限移譲を進めていく予定。

- ・特徴的な取組として、広域連携の仕組みを活用してパスポートの交付事務を移譲している。

パスポート交付事務の移譲の狙いは住民の利便性の向上である。例えば秩父地域に住む県民は、従前は熊谷市にある県パスポートセンター支所まで1時間以上かけて行っていたところ、権限移譲によって秩父の市役所でとれるようになり、なおかつ広域連携を活用しているので、秩父市の近隣の小規模の町村の方々も近くの秩父市役所でパスポートの申請受領ができる形になっている。

規模の小さな市町村では住民にメリットがあることは分かっているけれども1日当たりの利用者数が少なく、人員の配置等も困難であることから、事務の受入れは慎重と聞いていた。そのため、規模の小さな市町村は県から一旦権限移譲を受け、それを近隣の比較的大きな市町村に事務を委託するという広域連携の仕組みを活用し、小さな負担で大きなメリットを出すような仕組みを考えた。その結果、平成19年度から川口市、草加市、越谷市の3つの大きな市で権限移譲が始まり、21年度から広域連携による仕組みを活用して小規模の市町村にも移譲が始まり、これらが刺激になって24年度以降、単独で受ける市町村の数も飛躍的に増えてきた。平成26年度には、63市町のうち49の市町までパスポートの交付申請事務の移譲が拡大することになっている。

- ・次に、義務付け・枠付けの見直しに関する条例の対応について。平成23年の第1次、第2次の一括法の成立に伴い、本県では延べ22条例の制定又は改正を行ったところ。さらに、昨年6月に成立した第3次一括法については県として5条例を制

- 定又は改正する必要があるが生じているが、これについては2月の県議会に提案する予定。
- ・地方分権担当課としては、改革の成果を示すためにスピード感を持って議会に提案し、なおかつ地方分権改革の成果を上げるために独自の基準を盛り込むよう、各担当課に要請を行った。その結果、22の条例のうち13の条例について、埼玉県独自の基準を盛り込んだ。
 - ・独自基準の例としては特別養護老人ホームの居室定員の基準を1部屋に4人まで入居を認めるとした。また、保育所の居室面積の関係では、0-1歳児の居室面積の基準を“はいはい”しない子供についても3.3㎡としている。
 - ・最後に、車道における自転車レーンの規定については国の基準はないが、歩行者と自転車の通行環境を改善するため基準を明確化した。
- そのほか福祉施設の安全基準や、災害時の対応、災害時の食料の備蓄といったものを盛り込んでいる。

④佐藤 和哉 北海道総合政策部地域主権局長

- ・私からは、2つの取組について話をさせていただく。
- ・1つは道州制特区推進法に基づく取組である。法律の正式名称は「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」といい、地方から国に対して権限の移譲等を提案することのできる法律が7年前に施行されており、その対象地域である北海道がこれまでこの法律に基づき取組を進めてきている。
- ・道の取組状況としては、道では国からの権限移譲等に関するアイデアを市町村、経済界、道民の方々から広く募ることとし、これまで約400件の応募があった。応募されたアイデア1件1件について国に提案するかどうかが審議するため、民間有識者で構成をされる道州制特区提案検討委員会を設置して委員会を59回開催し、提案されたアイデアについて順次検討している。その結果、これまで道から国に対して5回にわたり30項目の提案を行った。提案に対する国の対応状況については、国の対応がなされたと判断しているものが22項目あり、残りの8項目は継続検討となっている。対応がなされた22項目のうち、北海道に限って提案内容が実現したものが2項目、道の提案を受けて政令改正などにより全国で提案内容が実現したものが7項目あって、13項目については道の提案内容がそのまま実現したとは言えないものの、国から通知が出されることなどにより、提案の趣旨に沿った形で対応が行われた。
- ・道に限って提案内容が実現した事例の1つ目は、地域の医師不足という課題に対処するため、国への届出が必要であった道立札幌医科大学の入学者の定員を道が自由に定められるようにしようというもの。関係省令の改正により文部科学大臣への届け出の必要がなくなった。2つ目は、水道法に基づき給水人口が5万人を超える水道事業者等の監督権限が、国の本省から北海道へ移譲され、財政措置も併せて行われたというもの。

このように道が一定の裁量を持った事務執行が可能となることで、地域の医療や

暮らしの安全の確保につながっているものとする。

- ・道州制特区推進法に基づく提案の流れについては、道民からの提案内容を有識者の検討委員会で審議し、その後、委員会から提案すべきと答申された項目について、北海道ではまず市町村への意見照会を行い、パブリックコメントを行い、さらに道議会の議決を経て国へ提出することとしている。こうした一連の手続を経ることを、道州制特区に関する条例で定めている。

国の対応の仕組みは、道からの提案を受け、窓口となる内閣府が関係省庁に協議し、提案を受け入れない場合はその理由が通知、公表されることとなっており、逆に提案を受け入れるとなった場合には内閣総理大臣か国務大臣、また、参与として2人の知事からなる道州制特別区域推進本部において道への権限移譲項目などが記載された道州制特別区域基本方針の変更案が作成され、その変更案が閣議決定されることにより、道への権限移譲が実現する仕組みとなっている。

- ・2つ目の取組として、道から市町村への事務・権限の移譲について。

第1次分権改革を受け、平成12年に道が市町村への事務権限移譲に関する事務処理特例条例を制定し、翌年には移譲計画を策定。さらに平成17年には市町村への移譲を一層推進するため、事務・権限の移譲方針を策定し、その移譲方針のもとで道が所管する5,100の権限のうち約3,100の権限を市町村への移譲対象権限とした。

進め方としては、市町村からの要望に基づくいわゆる手挙げ方式により、権限移譲を進めている。移譲に関する措置としては、当初から権限移譲事務交付金という財政措置やマニュアルの作成などの事務処理上の支援を行っており、その後、移譲に関する道職員の市町村への派遣や移譲事務に係る初期投資への支援も実施している。

移譲実績は、平成12年からこれまで延べ5万5,557権限を市町村に移譲しており、一般財団法人行財政調査会による都道府県別の移譲法律ランキングでは、平成25年4月1日現在、全国で10番目の実績となっている。

具体的な取組事例の1つは旅券の申請、受け取りに関する事務・権限の移譲であり、道ではこの事務を道内の14カ所の道の総合出先機関で行っていたが、面積の広い北海道では、住民に身近な市役所や役場で行うことが望ましいということからか、道内179市町村のうち124市町村で移譲が進んでいる。また、移譲を受けた地方公共団体の中には取扱件数が少ないことなどから事務を近隣市町村に委託しているところが22市町村ある。旅券事務のように住民サービスに直結するものは、市町村に移譲を行うメリットが分かりやすい。

また、道の事務・権限の移譲方針で重点推進権限として選定した事務については一定程度移譲が進んでおり、鳥獣保護法のとがりねずみの捕獲とニュウナイスズメの卵の採取許可に関する事務は、全市町村に移譲済みである。農地法や農振法に関する資料に示した事務についても多くの市町村へ移譲が進んでいる。市町村への移譲に関しては、道内全ての市町村に移譲されると、道と市町村を通じた行政の効率

化が図られることになるが、一部市町村への移譲の場合、道と市町村が地図的にまだらな状態に対応することになる。こうした状態が生じるのは手挙げ方式の宿命であるとする。

⑤西脇 道夫 新潟県聖籠町総務課長

- ・「町民が喜ぶ分権とは」というのは、行政として当然で、基本的なことだと思っている。特に直に住民と接する町の職員としては、住民が分権をどう思っているかという目線に立っているかどうか重要であり、行政の思い込みという危険性に気をつけなければいけないという一面もあるのではないかと。町民が望む分権とは何かということが、町民が望む行政とは何かということへとつながるのではないかと考えている。
- ・事例紹介として、始めにパスポートの発給申請について。多くの国民が大変喜んだ話だろうと思うし、私どもの町も隔年で小中学生を外国に送り出すため、当時はマイクロバスで学校を回って子供を集めて県庁まで送るということで非常に負担が大きかったところ、今は町で申請発給ができるので、保護者や子供の負担は非常に減った。

ただ、課題として、町民は間違いなく利便性を感じたはずだが、これが分権の結果によるということをはほとんど認識していないだろうと思われる点がある。町民にとっては利便性が向上すればそれが分権によるものかどうかは問題ではないのかもしれないが、分権による利便性の向上であるという認識がしっかりしていれば、自発的に町民が分権を望むかもしれないと考えている。

また、マニュアルが多少都道府県によって違うということであるが、統一されると良いのではないかと。

次は基準の見直しについて。例えば道路法で言えば技術的基準が条例委任で参酌基準となったが、私どものように雪の積もるところと雪の無いところでは道路幅、歩道幅を変えることができるので、非常にありがたい話であると思っている。ただ、課題として、高速道路、国道、県道、市町村道は全てつながっているため、いわゆる安全面に関して独自の基準を設定する場合は、説明責任があるということは自覚しなければいけないと考える。

また、いわゆる老人福祉施設の多床室の基準緩和についてであるが、国民年金受給者が入居できるとすれば、経済的問題から多床室ということになる。国民年金受給者が多い地方など、いわゆる地域の実情に合わせて多床室設置権限の検討と併せて単価の検討が必要ではないのかと考える。

次は、工場立地法に関する事務の移譲の場合である。本町は日本海側に拠点港の新潟港、東港があり、その背後地に約 200 社を超える企業、1 万人の雇用がある。税収の 6 割近くを占めるということで、町にとっては非常に重要な政策課題になっているが、届出事務の移譲によって企業側は時間を短縮でき、町としては企業とコミュニケーションが取れるため距離が縮まり、単に企業と町の信頼関係につながる

というだけではなくて、防災関係も含めて将来、大きな成果になると考えている。ただ、緑地面積に関する部分については市まで一律で移譲がなされているが、町村にはまだ移譲されていない。立地条件によって、必要とする町村、必要性が低い町村があるかと思うが、この辺は手挙げ方式が使える部分ではないかと考えている。農地転用の事例については、今一番ホットな課題かと考えているが、本町ではまだ県から移譲を受けていない状態である。課題としては県農業会議への諮問・答申の時間が1つ懸念材料としてあるところだが、将来的に移譲が望ましい形ではないかと考える。

これに関し、今後の要望として2つの事例を挙げさせていただいている。例1としてはいわゆる許認可制から協議制へ変えるのはどうかということである。許可する側と許可を求める側でお互いに守りに入ってしまっていて、許可を求めていること自体の目的、必要性、効果もしくはデメリット、リスク、そして住民の要望、影響といった最も優先されるべき事項ではなく、法解釈や技術的な話が進んでしまうという懸念がないわけではないことを考えると、期間の問題はあるが協議制という方法もあるのではということである。今まで許可してきた側からすれば、協議制になれば地域実態の把握につながり、申請してきた側からすれば実務能力の向上につながる。そのことが該当地域の開発、更に広い区域の調整の検討もできるのではないかと考える。チェック機関が多くあったほうが良い方向に収れんされる可能性もあり、そのことが権限の移譲に早く近づく方法でもあるかと考える。

次は例2として、広域連携による共同処理ということである。現在、本町を含む区域では、税の滞納処分を県と市町村から派遣された職員による事務局で行っているが、県、市町村が一緒に行うことでお互いに持っているノウハウを共有することができ、かなりの成果を上げている。ただ、町村から見ると、ごみ、消防といった一定規模を必要とするもの、利害が一致するものは容易だが、利害が一致しない場合もある。このため、広域連携のための仕組みとしては、交付金制度とか国・県のイニシアチブといった手法もあるのではと考える。

次に財源の確保について。

公立保育園の交付金が一般財源化されているが、その影響を吸収するのが町村はなかなか難しい部分がある。しかし、公立幼稚園の果たす役割には大きいものがある。障害児、転入者の受入れについては、私立ではなかなか難しい部分があり、公立の持つ意味は大きく、また、保育の拡充そのものが人口増加にも影響を与える重要な施策であるので、定員の弾力化の検討と併せて、保育園のように特に財源との関連性が高い分野については、財源とのセットでの対応が急がれるかと思う。

最後に、分権意識の高まりによる独自施策、独自条例について。事例①であるが、当町は港を抱えるため、外国人による中古車販売が、都市圏の規制強化によって、一時期非常に増加した。違法駐車、24時間操業による騒音により住民からの苦情が相次ぎ、実際、町に対しての陳情も出された。当然、町としては許可権者である警察、県等々と連携して対応を図ったが、なかなか成果が上がらなかったというのが

実態。

従来であれば町村の立場からすれば、関係機関へ要請を繰り返すことが多かったが、町自体の意識変化により、町が主導する形で国、県、警察、住民の方々を巻き込んでいわゆる協議会を立ち上げ、独自の条例制定を行った。このことは少なからず業者に対しての抑止力にはなったかと思っている。現在では数もかなり減り、それなりに適切に対応が図られていると考える。ポイントとしては、首長のリーダーシップ、住民との協働、関係機関の支援、この辺のバランスがうまくいったことではないかと考えている。

最後に事例②ということで、子供医療費助成を例として取り上げた。恐らく、今、独自に助成を設けている市町村が多いと思う。これは住民にとっては大変うれしいことだが、反面それにより地域ごとに格差が生じているという状況もあるのではと思っている。分権はそういった一面も持つということだろうと思うが、重要なことは、地方公共団体は多様でありどのような町にするかというのは、そこに住む人たちが自ら考え、自ら判断していかなければならないものと考えており、そのために住民が施策を決定するという意識をいかに高めていくかが重要な部分になるのではないかと。

⑥ 牟田 守之 越谷市中核市推進室長

- ・ 越谷市は、行政は住民に身近なところで行われなくてはならないという考えのもと、更なる市民サービスの向上のため、地方分権の1つの手法でもある事務・権限の拡大を図ることができる中核市への平成27年4月の移行を目指している。

中核市は政令指定都市に次ぐ規模の都市で、その次が特例市、そして一般の市町村となっており、本市は平成15年4月に特例市へ移行している。この制度ができた平成7年には、人口、面積や昼夜間人口比率といった要件があったが、現在は人口30万以上という人口のみが要件となっている。また、国では現在中核市と特例市の両制度を統合させるということを進めている。

全国に中核市は42市あり、多くの県庁所在地が中核市となっている。現在中核市移行を目指している市のうち、大阪府の枚方市が今年4月に43番目の中核市として移行することが決定している。

- ・ 次に、中核市における4つのメリットを紹介する。

1つ目は、市民サービスのレベルアップである。県と市の二段階で処理している事務を市で一元的に行うことにより、迅速かつ効率的な市民サービスの提供が可能となる。例えば身体障害者手帳の申請の受付から交付までを県を介さずに行うことができるため、処理時間が大幅に短縮される。

2つ目は、地域保健行政の拡充である。食品衛生、環境衛生、医事、薬事等における専門的かつ技術的な分野について、市が総合的に取り組むことができるようになる。特にこれまで市が行ってきた福祉分野と新たに担うこととなる保健医療分野との連携促進により、地域ニーズや実情に応じた新たな施策を展開できるようになる。

る。

3つ目は、生活環境項目及び健康危機管理機能の強化である。市民の日常生活に密着した分野である食の安心・安全を守るための食品衛生監視や、飲料水に関すること、市民が利用する美容院・理容室や公衆浴場等の許可、さらに立入検査も市ができるようになる。

4つ目は、総合的な環境保全行政の推進である。産業廃棄物に関する権限の移譲を受けることにより、一般廃棄物と合わせた総合的な環境保全行政を推進することができるようになる。全国各地で問題となっている産業廃棄物の不法投棄や不適正な保管に対して、市の直接的な指導・監視が可能となり、良好な住環境・自然環境を保全していくことができるようになる。

・さらに3つの具体例を紹介する。

1つ目は、市立保健所の設置について。市独自の保健所を設置し、新型インフルエンザや結核などの感染症予防・被害の拡大防止、集団食中毒の発生時における迅速な対応を行うことができるようになる。

2つ目は、高度救助隊の設置について。画像探索機などの救助器具を備え、人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される高度救助隊のことである。倒壊した建物からの生存者の早期発見や救出など、より一層の体制強化を図ることができる。

3つ目は、監査機能の強化について。中核市は外部監査人による包括外部監査を行うことになる。監査機能の専門性、独立性を一層強化し、従来の監査委員による監査と併せて行財政運営の更なる適正確保を図ることができる。

・以上を踏まえ、これから越谷市が中核市へ移行し、今後どのようなまちを目指していくのか示すために3つの基本目標を立てた。

1つ目は、埼玉県東部の核を目指していくという目標である。県東部地域における産業、行政、教育などの様々な分野における中心的機能や拠点性を高めつつ、職員の資質向上と組織力・財政力の強化を図ることにより、中核市としての役割を担っていきたいと考えている。

2つ目は、第4次越谷市総合振興計画の推進に関する目標である。中核市への移行については、市の総合計画に位置づけている。県から移譲された権限を最大限活用した施策の立案や事業を展開していくとともに、市民参加と協働のまちづくりを更に推進し、自分たちの住むまちは自分たちで決めるという住民自治の促進につなげたいと考えている。そして、市民の方々が本市への愛着や誇りを持ち、住みやすく住み続けたいと実感できるまちづくりを進めていく。

3つ目は、保健所設置に関する目標である。

現在、市民や事業者は、市外の保健所で手続きを行っているが、市立保健所を設置することにより、この不便が解消される。

・次は、県から移譲される事務について紹介する。法定の移譲事務として1,672項目、これに関連がある県単独事務として363項目、合計で2,035項目の事務となっている。

市財政への影響については、増員となる80人分の人件費約7億円を含めた歳出の増額は約12億円を見込んでいる。一方歳入については、移譲事務に対する財源措置として、普通交付税の基準財政需要額への加算がなされ、地方交付税は約15億円増加するものと見込まれる。そのほかにも国庫支出金や使用料、手数料などが増額となるが、都道府県支出金については、事業に対する県と市の負担割合額が変更となることから、約5億7,000万円の大幅な減額となり、歳入全体の合計では、約12億円の増額を見込んでいる。つまり、中核市移行に伴う経費の増加分は、歳入の増収により賄えるものと見込んでいる。

- ・最後に、今後の予定については、3月の市議会へ中核市指定に係る申出の議案を提出し、そこで議決がされれば、埼玉県知事への同意の申入れ、県議会での議決等を経て、8月頃総務大臣へ申出を行うなどの手続を進めていきたいと考えている。そして、平成27年4月の中核市への移行を目指していく。

4 有識者会議議員と地方公共団体の地方分権改革担当幹部職員をパネリストとして、最終取りまとめに向けたパネルディスカッションが行われた※。概要は以下のとおり。

※ パネルディスカッションでは、冒頭地方側から最終取りまとめに向けた意見が述べられた後、①分権改革による住民のメリットについての広報活動の重要性、②手挙げ方式の導入による行政水準の地域的不均衡の可能性とその対処、③住民自治の拡充に向けた取組、④「提案募集方式」の在り方の4点をテーマに議論が行われた。

(1) 地方側からの最終取りまとめに向けた意見

(今泉課長) 今後、地方分権改革を推進するに当たり2つの点について意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、地方分権改革の進め方について。地方は今、人口減少や少子高齢化の進展などにより、非常に多くの課題に直面している。そのような中で、地方分権改革を確実に実行して、地域の実情に合わせた住民サービスの向上や個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築につながるものにしていくことが大事。

そこで、このたびの中間取りまとめにおいて、各地方公共団体の発意に応じて選択的に権限移譲を行う「手挙げ方式」、また地方公共団体から全国的な制度改正の提案を募る「提案募集方式」を導入することにより、地方分権改革を進めていくという方向性が示されたことは、地方にとっても大変望ましいことであると考えている。

ただ、特に「提案募集方式」については、構造改革特区の提案制度で当初こそ高かった実現率も年を追うごとに低下したように、国に最終的な決定権がある以上、地方にとって望ましい方向になるのか、その点が若干心配される。制度の運用に当たっては、大きな支障がない限り、原則として地方の意向に沿って全国的に認めていただけるような制度設計の構築を是非ともお願いしたい。

2点目は、処分権限と一体となった事務・権限の移譲についてである。例えば、千葉県は620万人の人口を抱えているが、大量のごみが発生するので、家庭ごみの

半分以上を占める容器や包装の再資源化を進めることが非常に重要。現在、容器包装リサイクル法において、国は事業に用いた容器や包装について、リサイクル義務を負う事業者にその取組状況を報告させる権限、また担当職員に事業者の事務所への立入検査をさせる権限を地方に移譲するという考えでいるが、是正のために必要な指導や勧告、命令などの権限は国に残す方向で検討していると聞いている。

報告や立入検査等、一緒に指導や勧告、命令などの処分権限が移譲されなければリサイクル義務を果たしていない悪質業者に対しては、地方側は実質何もできず一貫した責任ある対応を取ることができない。報告徴収や立入検査の権限は処分権限と一体となった形での移譲をお願いしたい。

最後になるが、地方分権改革を進めていくためには、地方分権改革の総括と展望に書かれていることをいかに実行していくかということが大事。そのためには、住民の理解を深めて、国と地方が協力して進めていくことが重要であり、住民本位で物事を考えていくことが大事な視点なのではないかと思っている。千葉県としてもそのような視点を持って今後も分権改革に取り組んでまいりたい。

(木村部長) 中間取りまとめで言うと12ページに当たる「重要な政策分野に関する改革」の土地利用、特に農地利用について、もう一度お話をさせていただきたい。

静岡市は東海道の沿線都市であり、新東名と従来の東名高速道路が市内を東西に貫いている。新しく開通した新東名は山間部を走りぬけているが、従前の東名高速道路は海岸近くを走っている。本市の市街化調整区域に、周りを市街地に囲まれた穴抜き状の120haほどの土地があり、ここにNEXCO中日本と市が共同して平成29年までに新しいスマートインターチェンジを整備しようということで既に着手している。

この新しいインターチェンジが農振農用地、いわゆる青地のど真ん中に出来上がることになる。この中心市街地とほぼ隣接する平坦な地域は、現在はほぼ水田という形で利用されているが、残念ながら余り生産性も高くなく、農業に従事されている方の就農意欲というのもそれほど高くない地域である。土地所有者の多くが、新しい都市的な土地利用を望んでいるというのが現状。

では、農地関係の土地利用に関しての権限がどのようになっているかという、実質2haを超える土地の利用に関しては、国の関与が依然として残っている。では、この農地関係の土地利用に関する権限が地方分権改革の流れの中でどのような動きがあるかという、昨年動きでは第30次地方制度調査会答申や地方分権改革推進本部決定で農振地域の指定変更に係る事務や、大規模な農地転用に係る権限は地方への移譲を検討すべきであると述べている。

同様に、全国市長会においても、地域の元気創造・活性化を推進する具体策として事務・権限の市、町への移譲を求めており、本市も国に単独の要望活動を行い、粘り強く権限移譲を求めている。

本市では、良好な商業環境の形成に関する条例を制定して、郊外への大規模な商業施設の進出を事実上制限しており、いわゆるコンパクトシティとして、中心市街

地の活性化と郊外地区での市民の生活の質を維持しようとする政策を進めている。今何もしなければ、やがていわゆる虫食い状態の小規模開発が進んだり、高齢化や後継者不足による耕作放棄というのも危惧されている地域で、農業をベースとした6次産業化、都市的な農業と産業を土地所有者と一体となって進めようという考えを持っている。行政だけではなくて、地域の企業も同じような考えを持っており、地域の企業が生き残りをかけて農業をベースとした食を中心とした産業、さらには資源エネルギー、循環を行う地域開発としての提案があり、市と民間企業が共同するプロジェクトチームとしてビジネスモデルの構築を目指している。

しかし、ここでもいわゆる岩盤規制と言われる規制がハードルとなって、それを乗り越えられるかどうかプロジェクトの行く末を決定的に左右するという状況になっている。そこで、地域が自らの将来像を描き、持続可能な都市経営を続けていくということは、地方分権、地方自治の本旨であると考えている。その目的を達成していくために最も必要な土地の利用に関する権限を基礎自治体に移譲していくことを皆様と協力して強く求めていきたいと考えている。

(小島課長) 今回の総括と展望の中間取りまとめは総括中心で終わってしまうのではないかというような危惧もしていたが、今後の進め方、今後の全体像、地方分権改革の全体像といったものがしっかりと示され、非常に安心している。

全国知事会の意見である権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、地方税財政の充実・強化といったものも入っており、また、農地転用許可権限の関係もしっかりと入っていることで、有識者会議の議員の皆様には大変感謝している。今後の地方分権改革の進め方として、提案募集方式や手挙げ方式について私どもも大いに期待している。

問題は制度設計であり、提案募集方式を本当に有効に機能する制度にしていだきたい。例えば構造改革特区制度においては、地方公共団体からの提案の採択率が15%ぐらいであったかと思う地方が繰り返し強く求めているものであっても、いわゆる岩盤規制と言われるものは省庁に一蹴されてお終いだった。中間取りまとめでは、有識者会議の下に開催される専門部会を有効に活用するとあるが、更に1歩進めていただき、有識者会議の主導のもとで地方の提案の採否を決定するようになっているだけで大変ありがたい。

国家戦略特区では思い切った規制改革が図られると報道されているので、やればできると思っている。地方分権改革の提案についても、地方が検討した労力が報われるような成果が上がるようにしていただければ大変ありがたい

そして、地方分権改革の成果は住民からするとなかなか分かりにくいところがあることは事実だと思うが、パスポートの交付事務のような分かりやすい事例を地方分権改革の成果としてしっかりとPRしていけば、かなりの部分は住民に理解してもらえらると思っている。

こうしたことができるのが地方分権改革であるということを広報していただき、優良事例をしっかりと着実に積み上げていくのが近道であり、一発ホームランはな

いと思う。

着実に積み上げていくには、地方分権改革が自立した地方をつかって住民生活にメリットをもたらすことを全職員が改めて認識する必要があると思う。中間取りまとめにも記載されているが、地方公共団体の体制整備、専門人材の育成は当然として、さらに1人1人の職員が自らの業務を積極的に地方分権の観点で見直し、効率的・効果的に再構築しようとする意識を持つ。こういった職員の育成が大事ではないか。

地方分権は20年経過し、この間私も地方分権を担当し、さらには福祉や教育などいろいろな部門を経験したが、職員のその部分が弱いのかなと思っている。そういった仕組みも国と地方で今後考えていかなければならないのではないかと。

(佐藤局長) 道州制特区推進法の経験を踏まえて、大きく3つ、留意すべき点があると感じている。

1つ目は、提案する地方の側において、地域のコンセンサスをどのように得て提案するかという点である。道州制特区法においては、特区提案のアイデアを広く募った結果、約400案が出てきた。その検討を行う委員会の審議のため、提案のあった事項1件1件について、事実関係の整理、実現のための手法、実現した場合のメリット・デメリットなど、道庁内の関係部局と連携しながら大変な量の資料を作成している。

提案された項目の中には、提案する関係団体、業界の団体などから必ずしも支持されない少数派の意見などもあり、そうした事実関係の整理は、慎重に、また丁寧に行っている。中間報告では、幅広くできるだけ柔軟な形で提言してもらえるようにといった考え方が示されているが、多くの提言を募集するためにはそういった姿勢が大変望ましいとは思いますが、一方で、国が地方からの提案を受けて審査するときには、やはり提案する地方の側でもある程度コンセンサスを得たものが提案されるという仕組みにしないと、国の検討というのは大変になるのではないかと。その辺のバランスが1つの課題ではないかと考えている。

2つ目は、提案を受けた国の側で提案内容の審査をどのように行うのかといった点について。道州制特区推進法では、国の対応は窓口となる内閣府が関係省庁と調整する中で実質的に決まっていく仕組みとなっている。

今後、提案方式を採るときに、有識者会議の専門部会などを活用していくというような御説明もあったが、地方分権改革を全国を対象に進めていこうとするのであれば、その体制は少し弱すぎるのではないかと。各省庁の判断、地方の意見というのをお互いよく聞いて、客観的公正に判断する仕組みをより強化していくことが望ましいのではないかと考えている。

最後、3つ目の留意点については、提案募集方式や手挙げ方式を進めるということをどのような形で国が規定していくのかということ。道州制特区法においては、法律という確固たる後ろ盾があったため、道が提案した場合には国が法律に基づいてきちんと対応しなければならないが、今後、分権改革の推進に当たり、提案募集

方式の裏付けとして、どのような強制力・拘束力を持たせる仕組みにしていくかが大変重要になるのではないか。

(西脇課長) 5点ほどお話をさせていただきたい。

1点目は、国の取組体制並びに支援の継続をお願いしたい。分権自体終わりのないものであり、継続した取組が必要だろうし、また、このたびの取りまとめについても、特に町村については実務的にはこれからという感があるので、その辺のところはお願いしたいという趣旨である。

2点目については、今、私どものほうでも歳出削減、人員削減という行政改革を当然実施しているわけであるが、かなり厳しい状況であり、分権の意欲をそぐ危険性もあり、停滞する可能性も懸念される。そのためにも、財源の確保というのは非常に重要な課題だと思っているので、この取組については是非強化をお願いしたい。

3点目としては、中間取りまとめで、住民の思いを大切にす基礎自治体の考え方を汲み取る市町村優先の原則というのが述べられているわけだが、町村としては今後の動きのイメージがなかなか見えてこないという部分もある。先ほど神野先生のほうからお話もあったが、今後、どのようなお考えなのか、今少しお聞かせ願えればありがたい。

4点目としては、住民の役割、改革成果の住民への還元、住民自治の拡充といった記述があるが、住民権利意識の高まりと、一方、いわゆる自助、共助、協働、参画といった意識に、残念ながら差がある。こういった意識を変えていくためには、国、都道府県、市町村が一致協力した対応というのが不可欠なのではないか、それぞれ個別で動いてもなかなかそこまでは進めないのではないかという思いがあり、この辺は検討の余地があるのではないか。

最後、5点目であるが、改革提案機能の充実について、ということで、これについては、中間取りまとめで記述されているとおりでと思う。ただ、できれば今少しシステムづくりといった部分も明記があればありがたい。

(牟田室長) 中間取りまとめの10ページ目からの具体的な改革の目指すべき方向として記載のある5点のうち、「(3) 地方税財政の充実・強化」の部分である。

現在、政令指定都市や中核市などの大都市制度や事務処理特例条例により、都道府県の権限が市町村に移譲されている。その事務に必要な財源については、地方交付税や交付金によって措置されているが、税源については都道府県に残されたままと言えるのではないか。これを住民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させるという観点から見直し、例えば、市民税と県民税の賦課割合の変更による都道府県からの市町村への税源移譲を行うことなど、具体的な税制上の措置の検討をお願いしたい。権限と財源は対の関係ではないかと考えているので、この辺は是非お願いしたい。

もう一点は住民自治について。中間取りまとめの18ページからの「改革の推進に当たり今後地方に期待すること」として記載のある3点のうち、「(2) の住民自治の拡充について」の部分となる。

住民自治の拡充については、行政運営を進める上で全国共通の重要事項であると認識している。越谷市においても、平成21年9月に越谷市自治基本条例を施行し、市民との参加と協働のまちづくりに取り組んでいるところである。

しかしながら、住民自治の拡充に向けての取組については、いまだ道半ばであり、地方公共団体単独の努力のみでは十分な成果を挙げられない部分もある。住民自治の拡充の前に立ちふさがる地域コミュニティの希薄化など、大きな社会問題については、国が地方分権の基盤を整備したから後は地方次第、ということではなく、全国的に地域コミュニティの重要性を認識していただく機運を高めるなど、国でしかない政策もあるのかと思うので、この点については、国の役割として引き続き取り組んでいただくようお願いしたい

(2) パネリストによる意見交換

(柏木議員) 昨年、小早川座長代理と共に農地・農村部会を担当してきた。

今後の進め方で農地の問題について2つあると思っている。1つ目は、大きな枠組みとして、来年度行われる、農地法改正の動きと並行して、その中に地方分権と農地の活用という視点を入れながら、国の関与、主体の在り方について分権の会議としても、継続して議論していきたいと考えている。

2つ目は、具体的に今回の取りまとめに当たって関係省庁といろいろなお話をさせていただいた中で、やはり具体的な支障事例をベースに、ここをこう変えればこういう利用ができるのだという話であれば、規制の見直しについて話の糸口が作りやすいと考えていることである。そういう意味で大きな枠組みとして権限をどうするかという話と、具体的な利用の中でこういう規制が土地利用を大きく妨げている、という話もしていただければ、それを基に更に土地利用の移譲が進められるのではないかと考えている。

本日各地方公共団体の話を聞いていて、まだまだ岩盤と言われる規制が残っている分があるものの、かなり多くの権限移譲がこれまでに行われている、そして地方公共団体においてはそれを活かして行政サービスに反映させる努力を行っていたというのを改めて強く感じた。

この分権改革自体は、地域の実情に合った身近な意見を行政に活かせるという面と、全国一律ではなく、それぞれの特徴を活かして自らの意思で取捨選択を行って意思決定を行うという面と両方あると思っている。今回、手挙げ方式を採るということは、住民の理解を得ながら、ほかとは違う選択を行っていただく必要がある。それに対して、現状の中で分権改革が進むことは結果的に行政サービスの低下につながるのではないかと漠然とした不安が住民の中にもあるのではないかと。

これまで分権改革で住民サービスが改善された部分があるのだが、その点が理解されていないという問題だと思う。今回、手挙げ方式でそれぞれが意思を持って手を挙げていただくときに、そういう住民の理解を更に深めていくという努力をすることが、地方・国含めて重要ではないかと思っている。先ほどのお話の中でも一部触れていただいたが、これまで行われてきた分権改革に伴う住民のメリットについ

て理解を得るために自治体としてどういう伝え方、努力をされて来られたか。逆に住民の反応はどうであったのか。また、本日、地方公共団体の事例共有ということでこういう懇談会を催させていただいているが、今後も国や県と連携して広報の活動を行っていくことが重要ではないかと考えている。こうした住民の理解を深めるための活動について要望、こんなことができないかというような御意見があれば頂戴できればと思っている。

(小島課長) 住民へのメリットの広報ということであるが、地方公共団体側としても、地方分権の効果について、例えばメールマガジンやホームページ、そして最近私どももFacebookを始めたが、いろいろな形で広報している。ただ、まだ努力が足りず、なかなか住民に浸透していないのは事実である。

地方分権という切り口で住民に広報しても、なかなか食いつきが悪いというのが実際の話である。例えば、私どもが行っているパスポートの事例や、屋外広告物規制の市町村への移譲、認可外保育施設の市町村への移譲により住民の方々からは迅速にできるようになった、行政が更にきめ細やかになったと評価はいただいている。ただ、それが地方分権を行った成果という広報ができていない。

埼玉県はパスポートの事務を権限移譲しているが、各市町村のホームページを見て、地方分権改革の結果として地元の市役所でパスポートが取れるようになったという広報をしているところは余りなかった。ただ単に、県ではなく市町村のほうで取れるようになったという結果だけが分かれば市民の方はいいのかもしれないが、地方分権に携わっている我々としては、もう少し地方分権改革の成果というのを、しっかりと住民に分かるように書き込み、地方分権改革を行えば、身近なものが少しずつでもできるのだろうという広報を今後やっていかなければならない。その辺は私どもの課題とし、また地方分権改革有識者会議の先生方や内閣府の皆様方といろいろと議論しながら、一歩ずつ進んで行ければいいのかなと考えている。

先程も申したように、これをやれば一発で地方分権改革が住民に浸透するのだというのはなかなか難しいというのが実感である。

(西脇課長) 例えば、権限移譲のときに町村も当然移譲を受けたときに条例制定を行うことがあるわけで、議会にかけて条例制定するし、住民にも説明するということになる。これは全国一斉に期限を切られているから動くわけで、こういったときに逆に言うと、地方は議会でこういう権限を受けて自ら条例を制定する、ということを広報するわけであるが、そのときに国と県も合わせて、こういうことが行われるのですよという動きは一緒にあったほうが、町民にしてみれば「ああそういうことか」という思いは少し出るのではないかと思う。

町民から見ると、今話もあったが、広報等でお知らせするだけでは話題性に欠ける。マスコミ等で取り上げると、中身は分かるが分かるまいが盛り上がるというところはあり、その辺は逆にいうと国で上手に使っていただければありがたい。

(小早川座長代理) ここのところずっと義務付け・枠付けの見直しとそれによる条例制定権拡大という作業に関わってきて、それなりの成果は制度的にはあるのだろう

と思っている。最近読んだものの中で、地方公共団体の方々は条例制定の作業が大変である、中にはもちろん政策的におもしろい部分もあるのだが、全体として見ると非常に厄介で、時間と労力を費やして、気分的にどうなのだろうというようなことが書かれていたのを見たことがある。

現場ではそういうことになっているのかと思ったが、ただ、本日のプレゼンテーションにも、政策法務は、守る法務から攻める法務へというような方向性で条例に取り組んでいくという話があった。義務付け・枠付けが緩和されたところを条例に置きかえるというのは、余りおもしろくない部分が多かったかもしれないが、ただ、それは地方公共団体の行政のあり方を地方公共団体の条例で定めるという前提をまず作るということであり、建物でいえば土台づくり、農業でいえば土壌をきちっと作り上げた上で、本当の政策法務というのが出てくるのだろうと思っている。

手挙げ方式は、従来の分権の形からするとかなり新しいものを含んでいる。

一言でいえば、従来は都道府県と市町村を前提にし、それに加えて指定都市、中核市、特例市という差を設けて、全国の都道府県、市町村をいわば水平に輪切りにした上で事務をどこに張りつけるかという形の一律の事務配分の議論をしていたということだと思うが、それに対して、輪切り方式だけではなくて手挙げ方式で個別に能力と意欲のあるところに事務をやっていただくという観点を入れるのは大変重要なことだろうと思う。ただ、全く新しいことではない。既に都道府県条例による事務処理特例のシステムで実態的に色々な実験がたくさん実施されているということがあるので、それを更により広く一般的に分権のための制度とみなし、ツールとして使って行こうではないかというのがこの手挙げ方式ということだと思っている。

それは評価されるべきものだろうと思うが、これに関しては、これも既に言われていることであるが、地域によって手を挙げて積極的に取り組んだ地域とそうではない地域で行政の水準に差が出てくるのではないかという問題がある。

今のところまだそれだけの能力のない市町村は手を挙げられないけれども、その住民は、本来、一定レベルの行政のサービスを受けてしかるべき地位にある、そこをどうするのだということである。

対応として1つは市町村の横の連携でもって対応するということがある。

もう一つは、都道府県が補完的な立場・役割を果たすということだろうと思う。しかし、実際には、それをやってもなお地域差が出てくるかもしれない。それについてどう考えるか。

まず第1に、行政に違いが出てくること自体は悪いことではない。これは地方分権を考える際の大前提だろうと思う。しかし第2に、分権は行政水準に差をつけることを目的としてやっているわけではない。そうすると、第3に、差がついて違いが出てきてもいい行政分野と、そうではない、できるだけ違いは出てこないほうが結局はいいのだという分野の仕分けが問題になるだろうと思われる。

そこに昔ながらのナショナルミニマムのようなものを持ち込んでしまうと分権

は元に戻ってしまう。分権自体が住民のニーズに応える質の高い行政の実現を可能にするのだということを常に基本に置いて考える必要はある。その上で、行政の種類によって一定程度の公平さ、均衡を保たなければならない部分もあるので、行政の質を分権によって上げるとともに一定のバランスは保つ、それをどうやって確保していくかということだろう。だから、手挙げ方式というのは、差をつくり出すためではなくて、できるところがまずやってみて、こういう行政ができるのだということを実績として積み上げていき、それによって日本全体の行政のレベルを上げていく、そのための1つのプロセスなのだろうと考えている次第である。

抽象的にはそう言えるだろうけれども、差し当たり、県の役割を市町村に降ろして市町村の役割を大きくしていくときに、では県はどういうものの考え方で対処していくべきかというようなことが当然いろいろ出てくるのではないか。その辺について皆様の御感触をお聞かせいただければと思う。

(佐藤局長) 北海道内179市町村にも規模も違いもあり、特に小さなところは道からの事務・権限を受ける余力がない。職員が手一杯であり、また、年間数件ある部分を町村が受けても余り効率化にはならないだろうということで、それよりは、道の場合14の振興局という総合出先機関でやってもらったほうがいいのかという意見がある。

道の場合、道州制特区で国にいつでも提案できるが、ここ数年、国からの事務・権限の移譲で、省庁仕分け等いろいろ検討されていた間、道庁内の各部署は国が検討しているのでその様子を見るということで、ここ2年、特区提案はしていない。実はその背景には、財源や職員との部分で権限を受けても立入検査などがあるような事務であると、それ相応の職員が必要になる。逆に、今、道庁は職員数も減らしており、財政も厳しい状態にある中で、本当に積極的に受け入れられるかという懸念もあって消極的になっているところがあるかと思われる。

今後、手挙げ方式で進めていく場合に、国から地方に移譲された事務に関して、通常は地方交付税で措置するというような書き方で終わるのだが、もっと具体的に全国的に手挙げ方式でいいという事務が今度整備されると思うので、その場合に、手を挙げた団体には、事務に関してはこういった単位でこのぐらいの財源措置がされるというのをセットで示されると、地方にとってもより検討がしやすくなるのではないかと思う。

(牟田室長) 地域間の差異については、あってよいのではないか。そのまちの持つ自然、地理、文化などが違うわけであるから、そのまちの魅力がそれぞれあるというのは当たり前なことではないかと思う。

ただ、都市の規模の大小で差が出てしまうようでは、住民サービスの種類によっては困るということもあるので、その辺は国や都道府県による補完というものも必要な場合もあるのではないかと思う。

(小島課長) 手挙げ方式について。小早川先生は結論まで言われていたが、私も都道府県の事務移譲条例の事務をかつて担当していたことがあり、手挙げ方式でやっ

ていても特に問題はなく、どこかの市町村が受けると周りも受けるようになり、かなりの部分は一定のところまで行く。

ただ、どうしても小規模な市町村で受けないというところが何力所か残り県としては辛いところである。というのは、わずかな市町村のために出先機関を残したり、本庁でそのためのセクションを残さなければならず、行政効率の観点から見ると問題がある。最終的にある程度、例えば7割5分進んだら全部何とかやっけてしまおうとか、それが水平の広域連携という話に繋がるのだろう。ぜひ手挙げ方式をやっけていっていただきたいのだが、やはり行政効率を考えれば最後の部分は何とか全ての市町村に移譲できる、全ての県に移譲できるというような仕組みも想定しておかないと効率が悪すぎてしまうという話になろうかという気がする。

(谷口議員) 地方自治の本旨として、団体自治と住民自治があるが、実質的にどうやってバランスのよい住民自治、住民参画にしていくかというのは、恐らく政策現場にいらっしゃる方々が大変心を砕いている点かと思う。

地方政治・地方行政に対する一般の方々の関心は余り高くない。問題提起にあったように、国でも、都道府県でも、市町村でも、同じことをやってくれるならばどこでもよく、分権とどう関係するのかにリンクしていない部分がある。

日本の政治意識を分析してみると、政治不満が非常に高く、先進国では大体イタリアに次いで高いぐらいであるが、地方行政に関しては、戦後の努力があっけて行政サービスが拡充され、国の関与が統一的に強かったこともあり、住民の本質的な不満がそれほど地方公共団体に直接向かないような状態であつたのかもしれない。そのことにより私たちがこの地域を支えるのだと、市民が主体性を持つことが培われる土壌がもともとなかったかもしれないし、地方選挙などが行われても、投票率が右肩下がりで下がってくるという状況を見ても、ある意味でうまく言っけているから不満、関心がないということかもしれない。

もう1つは、うまく言っけていないかもしれないけれども、どこに不満をぶつければいいか分からなかったり、言っけてとしても変わらないというあきらめも、もしかしたらあるのかもしれない。

住民のための行政を行うときに、立ち足だかつてくる客観的な諸条件の課題があるかと思う。人口減少が進む地域にあっては、高齢化も同時に進み、財源も非常に苦しく、産業構造の転換を図るといっけても容易でないというような物理的な制約があるかと思う。

また、都市部においては、地域コミュニティ力が低下し、様々な方々がいることによってニーズが多様化している。そうすると、優先順位をつけたり、取捨選択するときに、どうやって住民のニーズを把握するのかも課題になっけてこようかと思う。おそらく市町村あるいは都道府県といった地方公共団体のレベルであるとか、行政のサイズ、人口規模によっけても行政のかかわり方、役割というものは違っけてくるのだろうなと思う。

そういった人口や財政上厳しい地域では、寄りそう行政というか、住民のサービス

をきめ細やかにすくいとっていく行政の在り方が必要になるのかもしれないし、より大きな人口規模を抱える市や都道府県レベルにおいては、どうやって全体的に多様なニーズを把握して優先順位をつけるのか。そこにはもしかすると、地方議会を通じた対立や競争というものがあるかもしれないし、地方公共団体の特徴に合わせて、行政の望まれる姿というのは違うと感じた。

有権者のニーズを把握するときに、政治学の分野では一般にアンケートを行ったりし、行政の場においても、市民の代表者の方に集まっていただいて話し合いに参加していただくということがあろうかと思う。ただ、ここでの意見は恐らく非常に偏りがある。

また、懇談会等に地域の代表者の方が来ると、そうでない方々の意見が反映されてこないという偏りが出てこようかと思う。こうした一口に市民参画とか住民参画といっても、それが本当にその地域の代表性を持った意見なのか、多様性をきちんとすくいとっているのかは、おそらく多様な手法で把握する必要がある。ついては、地方公共団体の皆様に、この点についても具体的に試みられたことがあったら教えていただきたい。

例えば北海道にあっては、住民のアイデアを集め、検討されたということだが、同時に道民のコンセンサスを得、それを道の代表的なアイデアとしてまとめていったか、どういうふうに市民に関わっていただいたか、もしあったら体験を教えてください。

(今泉課長) 都市部などで地域コミュニティーが希薄になっているとか選挙の投票率が低いであるとか、いろいろな面で関心が非常に薄くなっているのではないかという危惧がある一方で、この間の大震災を経てかなり多くの人がボランティアとして自分たちでできることをやるようになるなど、社会に対する参加意識が非常に高いということが分かった。

そういう中で、地域活動やボランティア活動に小さいころから長い間参加して、その地域そのものに対しての参加意識を醸成していくということも大事かと思う。

千葉県では、「県民活動推進計画」を作り、その中で住民参加の機会や仕組みづくり、情報公開や情報提供など住民が活動する場の提供等を行っているが、なるべく行政に対しての意識を持ってもらうということが大事なのではないかと思っている。

あと、住民の意識というのはいろいろあり、よく県庁にも苦情の電話がくるが、県民がみんな同じようなことを考えているかというと、必ずしもそうでもなくて、サイレントマジョリティをどうやって把握していくかということと、今回、千葉県でも総合計画を作る中で意見を聞くような機会を設けた。しかし、最近のパブリック・コメントは反応が薄いというか、さっと流されてしまうというところが多く、意見を述べてくる人も大体いつも同じような立場の人たちである。ただ、多様な意見があるということと、少ない意見でも見逃さないようにしていくということが大事だと思っている。

(佐藤局長) 道州制特区推進法では、道民から得られたアイデアを提案検討委員会で審議するという話は先程したが、その審議内容は全て細かく公開しており、提案された方にフィードバックするような仕組みにしている。

実は、道州制特区推進法は、国から北海道が事務・権限の移譲を受けて地域の自主性、自立性をより高めていこうという法律であり、内容は事務・権限の移譲がメインである。ただ、道民の方の提案の中には、規制緩和を求める意見が大変多い。1国2制度、つまり北海道だけ少し特別な扱いをしてほしいというような提案が多く、なかなか難しい。

具体的には、制限速度の上限である60kmを引き上げてほしいというような提案もあったが、いろいろ検討した結果、やはり難しいかということになった。そういう1個1個の案件について、様々な視点から検討して、皆さんの合意、コンセンサスを得ていくというようなことが必要になってくる。そういった作業は、谷口議員がおっしゃったように丁寧にやっていくことが必要だと思っている。

(西脇課長) 今ほど御指摘いただいた部分で、私の町でもそうだと思うのだが、住民の意見把握ということではいろんな方法を行っている。いわゆる広報にはがきを入れてはがきで意見を求める、ホームページ、あと町長が出席した集落座談会など、色々な方法で意見をまず聞くという方法はとっている。

ただ、最近一番問題というか、気になるのは、一部の住民からかなり強固なニーズ、要望がどんどんと挙がってくるということである。そこは、町に求めるだけでは解決しないだろうと当然摩擦が起きる。あなた方も何かできるということを考えていただかないと本当の意味での解決にはなりませんよね、というところで、これが解決策となるかどうかというのはわからないが、現実にはそのやり取りの繰り返しはかなり続くという部分はある。

(勢一議員) 私も地元、九州で地方公共団体の会議や審議会などに参加する機会が多く、地方公共団体の職員の方々が日ごろから限られた権限と財源の中でよりよい自治を進めるために非常に苦労して工夫しておられる姿に何度も接して来ている。そのような地方公共団体の方々の努力を分権推進を通じてサポートしていくというのがこれからの分権のあり方かと感じている次第であり、本日、先進地方公共団体の事例を御紹介いただいて、更に思いを強くした。

そのような地方側の努力を制度化していくための提案募集方式について、既にパネリストの皆様からは、幾つかかなり具体的な御意見をいただいているところ、更に加えて御教示をいただければと思う。

この提案募集方式は、地方のイニシアティブによる分権改革を実現する具体的な仕組みということで、2つ役割が期待できるのではないか。

1つ目は、アイデアを募るという点である。今の時代に必要な、実務に根差した、しかも鮮度の高いアイデアを出していただく、そういう役割があると思う。本日の例では、千葉県からご紹介いただいた移動交番とかコンビニ防犯ボックスのような斬新なアイデアを上手く制度改革につなげていく視点は大切かと思う。

2つ目としては、国に対する明確かつ具体的な分権要請のアプローチができる制度ではないかと思う。換言すると、国に対するプレッシャーを具体的に与えるとツールになり得るのではないか。さらに、実務体験、現場体験に根差した説得力のある具体例が出てくれば、制度検討につながりやすい。

そういう意味では、この提案募集方式を、どのような枠組みで、どのような手続で制度設計すれば有用な仕組みになるかが非常に重要なポイントであろうと思う。この点については、例えば、北海道から御指摘いただいた点、道州制特区推進法にある提案制度と比較して、実際に活用した経験を踏まえて、提案募集方式を制度設計するに当たってどこを変える必要があるのかについては今回説得力あるお話をいただいているのではないかと思う。

このような点に加えて、提案募集方式の制度設計自体についても、ややフライングではあるが、提案募集方式にのっとって具体的な御提案をいただければ非常に参考になってありがたい。

(牟田室長) 先程地域間の差異はあってもいいのではないかと述べたが、必要以上の格差になってはいけないと思うので、提案があっても、それを全国的に取り扱うべきなのか、また個々の事情に応じて取り扱うべきなのか、その性質に応じて、もう一つの手挙げ方式と併せてうまく使い分けていくことが必要なのではないか。

(小島課長) 構造改革特区という形で主要事例、少し困っているものについては、かなりの労力をかけて庁内で議論して国に提案しているのだが、これは省庁が最終的に判断するようなシステムになってしまっているので、岩盤規制は崩れないという状況である。

このため、地方と省庁で調整させると、多分同じような状況がずっと続いていくのだろうと思う。先程言わせていただいたが、有識者会議の下に設置されている専門部会にもう少し権限を与えて、そこが最終決定に近いような、勧告以上のものを出せるようにしていただければ、地方と省庁がフィフティ・フィフティでやらせてもらえる形になり、かなり実効性が上がるかと思う。

(木村部長) 今の意見に全く同感である。専門部会に権限をある程度与えれば、その解決策の一つになるかと考えている。

いわゆる特区制度について、実際は協議の場が用意されるだけであって、岩盤規制と言われているものについては省庁の答えはことごとくだめだとなっているので、提案が実現可能な制度設計を望んでいる。

5 最後に、神野座長からまとめの発言があった。概要は以下のとおり。

(神野座長) 本日の懇談会の重要な趣旨は、私どもが皆様方から意見を頂戴して、それを参照しながら最終取りまとめに向かいたいということである。

地方側のパネリストの皆様方には、先ほども申し上げたが、大変有意義な意見を頂戴したことに深く感謝を申し上げます。

私どもとしても、例えばいただいた提案募集方式などについては、特区制度の経

験から効果の点に問題が集中するだろうということは重々認識していたが、今後、なお検討を深めていきたいと思っている。もう一つは、今分権を議論しているこの部屋の中は平穏無事な世界であるが、外は冬の嵐が吹き荒れている。税源問題、財政問題について質問が出たが、これについては部屋の外にある厳しい議論だと思っていただければいいかと思う。

税制調査会では減税の大合唱であるため、財源を充実しろと言っても国の法人税を減税されたら交付税財源が自動的にそのままにしておけば減るわけであり、加えて、国の法人税よりも地方の法人課税のほうが風当たりは圧倒的に強く、さらに固定資産税の償却資産課税の問題等々が今後出てきて、決して都道府県から市町村に移してほしいといっても、そんなことをやっていたら取られるだけで何もなくなるというようなことすらないではないような状況になっている。

現場で本当に苦しんでいる問題については声を上げていただきたいという点についても御協力をいただければと思う。

本日いただいた貴重な御意見については、最終取りまとめに向けて引き続き審議・調査を行う際の参照基準にさせていただきたい。

以上